

令和 8 年度 市政懇談会

神栖市の未来について語ろう！

～豊かで活力みなぎる神栖市を目指して～

ご意見・ご要望に対する回答について

日 時： 7 月 2 日（木）午後 6 時 3 0 分から

場 所： 保健・福祉会館 2 F 研修室

ご意見・ご要望の一覧

地 区	項 目	ページ
知手	地区に支給する交付金の増額などについて	1

市政懇談会 神栖市の未来について語ろう！ ～豊かで活力みなぎる神栖市を目指して～
 内容は要約しております。また、正式な用語に一部変更しておりますので、ご了承ください。

ご意見等の要旨	回 答
知手地区 地区加入世帯数が年々減少している。そのため、区費が減少し地区の運営に支障をきたしている。地区における環境美化活動、特にごみ集積所の土地賃料や管理に係る経費、人的負担は地区加入者が担っていることから、未加入者が集積所へごみを出すことを拒否できないか。また、区費集金の負担をなくし、かつ、地区加入世帯の不公平感の解消を図るため、市からの交付金のみで区を運営できるよう検討してほしい。	各地区において地域の草刈りや清掃活動をはじめ、ごみ集積所の管理など、環境美化に資する重要な活動が実施されている中、地区加入率が約３割にとどまっており、地区活動を担う役員等の負担増加や区費収入の減少による地区運営への影響など、様々な課題が生じていると承知しています。 地区で管理するごみ集積所については、維持管理における負担の多くを地区加入者が担っていることから、未加入者の利用に対して不公平感が生じているものと認識しています。 家庭から排出される一般廃棄物の収集は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための重要な行政サービスであることから、市としては、地区未加入者がごみ集積所を利用することをお断りすることはできませんが、地区が未加入者に対してごみ集積所の維持管理費の負担を求めることは可能であると考えています。 市では、地区における経費の軽減や区民の交流活動をサポートするため、地区加入世帯数を基に交付する「地区行政経費交付金」やコミュニティの醸成が図れる事業に対し交付している「地域のコミュニティ醸成事業補助金」など様々な補助制度により、地区財政の負担軽減を図っています。 この度、ご提言いただきました地区への交付金の増額につきましては、現在、市の財政状況が厳しい状況にあり、神栖市緊急行財政再建宣言を発出し、全庁的な支出の抑制と事業の見直しに取り組んでおりますことから、難しい状況です。 今後も、既存の交付金や補助制度の活用を促すとともに、地区の負担軽減や加入促進につながる施策について、地域のご意見を伺いながら検討してまいりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。